

本号で公布された条例のあらまし

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十八号）（人事課）

一 趣旨

令和三年九月九日付けの埼玉県人事委員会の職員の給与についての勧告を踏まえ、職員の期末手当を改定等するための改正

二 内容

- (一) 期末手当の支給割合の引下げ
- (二) 会計年度任用職員の期末手当の支給の特例を規定

三 施行期日

公布の日。ただし、二(一)の令和四年度以降の期末手当の支給割合は令和四年四月一日